

宇治市職員採用試験実施要項

平成24年12月8日
宇治市長 久保田 勇

宇治市職員採用試験を次のとおり実施します。

受験申込期間	平成24年12月17日(月)から平成25年1月8日(火)まで 持参の場合、日曜日、土曜日及び祝日並びに平成24年12月29日から平成25年1月3日までは申し込みできません。	
第1次試験日	技師(土木)	平成25年1月20日(日)
	保育士	平成25年1月27日(日)
採用予定日	平成25年4月1日(月)	

1 職種、採用予定者数及び受験資格

職種	採用予定者数	受験資格
技師(土木)	若干名	昭和53年4月2日から平成7年4月1日までに生まれ、学校教育法による高等学校、高等専門学校、もしくは大学等で土木の専門課程を修得した人または平成25年3月末日までに修得見込みの人
保育士	若干名	昭和57年4月2日以降に生まれ、保育士の登録を受けている人または平成25年3月末日までに登録される見込みの人

国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格条項(成年被後見人または被保佐人等)に該当する方は受験できません。

受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。

2 試験の内容、日時及び場所

(1) 技師(土木)

区分	内容		日時及び場所
第1次試験	教養試験 (配点100点)	公務員として必要な教養及び知識全般についての筆記試験(多肢選択式)	1月20日(日) 午前8時45分~午後3時30分 【8時開場】 うじ安心館 (宇治市宇治下居13-2)
	専門試験 (配点200点)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学及び土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工(多肢選択式)	
	適性検査	事務処理能力の正確性及び迅速性等並びに性格特性についての検査(第2次試験の面接資料とします。(多肢選択式))	
	作文	規定課題に基づく文章作成(第2次試験の面接資料とします。)	
第2次試験	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	2月中旬を予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。

(2) 保育士

区分	内容		日時及び場所
第1次試験	教養試験 (配点100点)	公務員として必要な教養及び知識全般についての筆記試験(多肢選択式)	1月27日(日) 午前8時45分~午後3時 【8時開場】 宇治市役所 (宇治市宇治琵琶33)
	専門試験 (配点200点)	社会福祉、児童福祉、発達心理、保育原理・保育内容及び保健衛生(多肢選択式)	
	適性検査	性格特性についての検査(第2次試験の面接資料とします。(多肢選択式))	
	作文	規定課題に基づく文章作成(第2次試験の面接資料とします。)	
第2次試験	実技試験 (配点100点)	具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。	2月中旬を予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。
	個人面接 (配点200点)	主に人物・知識などについて個人面接	

注意事項(全職種共通)

申込者数により試験会場を一部変更する場合があります。

第1次試験の際は、40分程度の昼休憩を設けます。

試験会場は、敷地内全面禁煙です。

第2次試験の合格は、その試験の結果に基づき決定し、前段階の試験結果は、反映されません。

3 合格発表(予定) 合格発表の時期は変更する場合があります。

区 分	技師(土木)	保育士
第1次試験合格者	2月上旬	2月上旬
第2次試験合格者	2月下旬	2月下旬

発表の方法

宇治市役所北側玄関横掲示場に受験番号を掲示するほか、合格者に文書通知を行います。また、発表日の翌日から当市のHPでも受験番号を掲示します。

(<http://www.city.uji.kyoto.jp/>)

4 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治市職員採用候補者名簿に登録し、平成25年4月1日以降、必要に応じ採用します。登録有効期限は、平成26年3月31日までです。

5 受験申込みの手続

提出書類の記載事項の記入漏れ及び記入誤り等のないよう、十分に確認してから提出してください。

提出書類の不備（写真の貼付漏れ及び記載事項の記入漏れ等）がある場合は、申込みを無効とすることがあります。

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

(1) 持参して申し込む場合

受付期間	平成24年12月17日(月)から平成25年1月8日(火)まで 午前8時30分から午後5時まで (ただし、日曜日、土曜日及び祝日並びに平成24年12月29日から平成25年1月3日までの期間は除く。)
受付場所	宇治市役所3階 人事課
提出書類	採用試験申込書・受験票【市指定】(A4横 写真4cm×3cm貼付) 履歴書【市指定】(A4縦両面印刷 写真4cm×3cm貼付)
注意事項	・代理申込みも可能です。 ・1月8日(最終日)は混雑が予想されますので、余裕をもって申し込んでください。

(2) 郵送で申し込む場合

受付期間	平成24年12月17日(月)から平成25年1月8日(火)まで 1月8日(火)までに到着したものに限り受け付けます。
郵送先	〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所 市長公室 人事課 (封筒に「採用試験申込書類在中」と朱書きして、「特定記録」郵便で申し込んでください。)
提出書類	採用試験申込書・受験票【市指定】(A4横 写真4cm×3cm貼付) 履歴書【市指定】(A4縦両面印刷 写真4cm×3cm貼付) 返信用封筒(定形235 ^{mm} ×120 ^{mm} 以内)1通(受験票の送付に使用しますので、郵便番号、住所及び氏名を明記し、80円分の切手を貼り付けて、必ず提出してください。)
注意事項	・郵便事情による遅れについては一切責任を負いませんので、余裕をもって提出してください。 ・受験票の送付を特定記録郵便にて希望される場合は、返信用封筒に240円分の切手を貼り付けてください。 ・受験票が試験の4日前までに届かない場合は、人事課までお問い合わせください。(直通:0774-20-8703)

6 申込書及び履歴書の取扱い

受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用いたします。

受験申込みの際に提出いただいた提出書類のうち、不合格者の履歴書については試験終了後に返却いたします。

返却を希望される場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票または官公庁が発行する写真付の証明書)を持参の上、各試験合格発表日から2週間以内に宇治市役所3階人事課へお越しください。

また、郵送での返却を希望される場合は、履歴書返却希望の旨を明記し、返信用封筒(定形235^{mm}×120^{mm}以内)1通(郵便番号、住所、氏名及び受験番号を明記し、80円分(特定記録郵便による返却希望の場合は240円分)の切手を貼り付けてください。)を各試験合格発表日から2週間以内に人事課まで郵送してください。

なお、各試験合格発表日から2週間を経過した不合格者の履歴書は、処分させていただきます。

7 給与等

- (1) 給与は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき支給されることになっており、初任給については次に掲げるとおりです。

初任給（税込みの月額）

	大学卒	短大卒	高校卒
採用時	178,800円	161,600円	149,800円

<上記の額は、平成24年4月1日現在の基本給です。>

なお、上記の金額は、今後改定される場合があります。

また、経歴に応じて加算される場合があります。

このほか、諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

- (2) 福利厚生制度については、京都市市町村職員共済組合への加入により保険給付及び貸付等が受けられます。また、宇治市職員共済組合では、貸付及び各種の福利厚生事業を行っています。

8 受験についての照会

受験手続等に関するお問い合わせは、次のところへお願いします。

宇治市 市長公室 人事課 人事研修係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶3番地

0774-20-8703(直通)

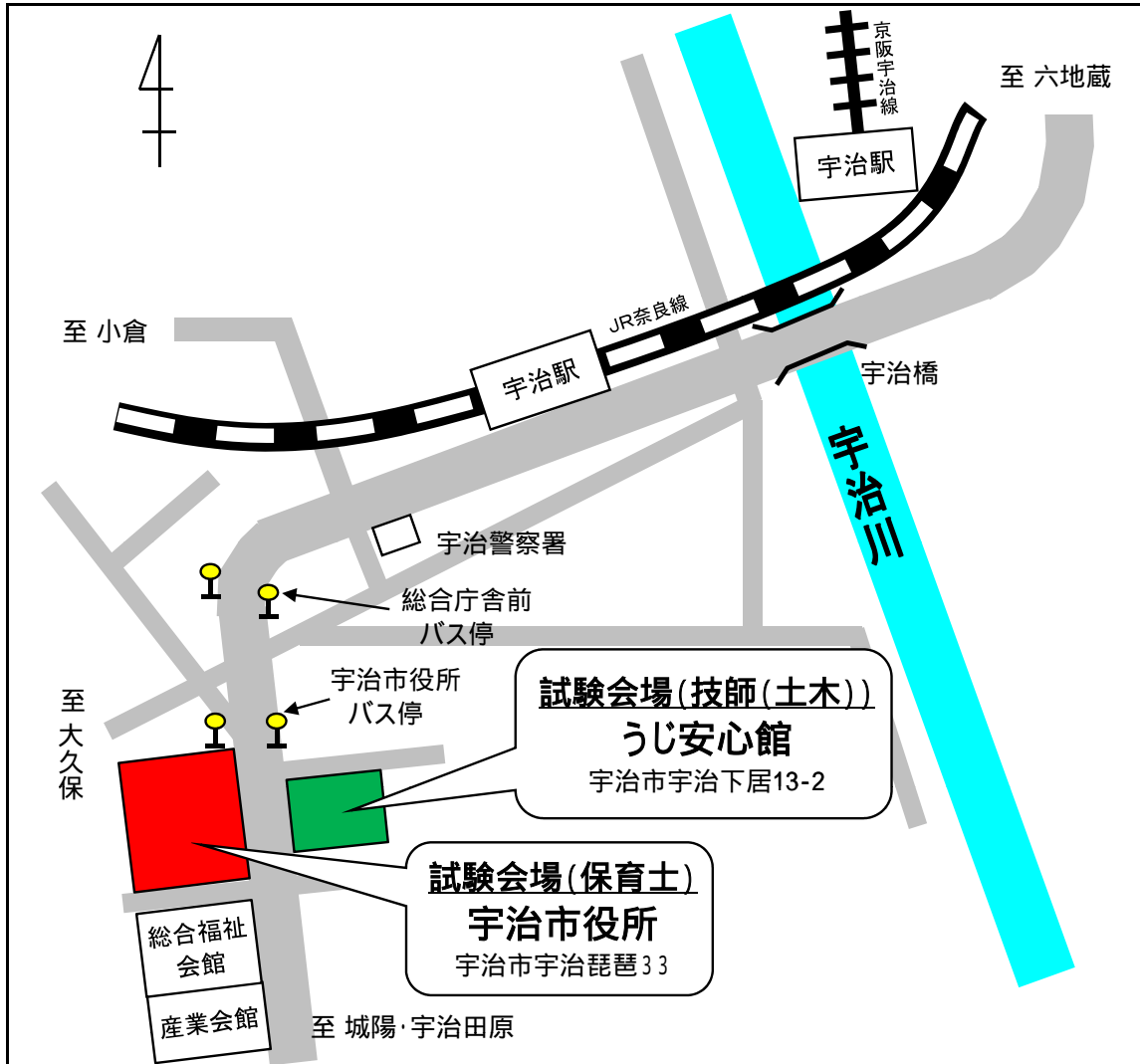
9 試験結果の開示

この試験の結果については、宇治市個人情報保護条例第25条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票または官公庁が発行する写真付の証明書）を持参の上、直接来庁してください。

試験区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所等
全ての試験	全受験者	総合得点 総合順位	各試験合格 発表日から 2週間	市長公室人事課 (市役所3階) 8時30分(開示初日は13時) から17時まで (日・土曜日及び祝日除く)

10 試験会場案内図(第1次試験)



交通案内

JR宇治駅より徒歩約10分

京阪宇治駅より徒歩約20分または京阪宇治バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

近鉄大久保駅より京阪宇治バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

(宇治市役所バス停からは徒歩約1分ですが、行き先により停車しない場合があります。)

車での来場は禁止します。

地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は次のとおりです。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 宇治市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者